

---

平成26年第8回大和町議会定例会会議録

---

平成26年9月18日（木曜日）

---

応招議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

---

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	大 塚 弘 志 君
副 町 長 兼 総 務 課 長	遠 藤 幸 則 君	都市建設課長	大 畑 憲 治 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
代表監査委員	渡 邊 仁 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 三 和 子 君
まちづくり 政 策 課 長	小 川 晃 君	教育総務課長	櫻 井 和 彦 君
財 政 課 長	内 海 義 春 君	生涯学習課長	石 川 誠 君
税 務 課 長	高 崎 一 郎 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	瀬 戸 正 志 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	千 葉 喜 一 君
子 育 て 支 援 課 長	高 橋 正 春 君	産 業 振 興 課 農 林 振 興 対 策 官	石 垣 敏 行 君
保健福祉課長	三 浦 伸 博 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 事	逢 坂 孝 徳
議 長 班 長	櫻 井 修 一		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、改めてこんにちは。  
特別委員会、大変ご苦労さまでございました。  
ただいまから本会議を再開します。  
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番今野善行君及び  
2番浅野俊彦君を指名します。

---

---

日程第2「委員長報告」(平成25年度各種会計決算の審査結果について)

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、委員長報告。  
本定例会において決算特別委員会が設置され、これに付託の上、平成25年度各種会計決算が審査されたところであります。  
ここで、決算特別委員会委員長に審査結果の報告を求めます。委員長大崎勝治君。

決算特別委員会委員長 (大崎勝治君)

報告いたします。  
今定例会において、去る9月9日、決算特別委員会に審査を付託されました平成25年度一般会計及び10の各種特別会計並びに水道事業会計決算については、決算特別委員会を開催いたし、各委員の熱意あふれる質疑が展開され、町長、副町長、教育長及び各課長等の誠意ある答弁がなされ、慎重に審査した結果、原案のとおり認定するものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)

ただいま決算特別委員会委員長より審査結果の報告がありましたが、決算の審議においては質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって決算の審議においては質疑を省略し、討論、採決を行うこととします。

---

---

日程第3「認定第1号 平成25年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、認定第1号 平成25年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。8番藤巻博史君。

8番（藤巻博史君）

反対の討論をいたしたいと思います。

毎回同じようなあれですけれども、税には3つの機能ということで公共サービスの費用の調達、それから2つ目として所得の再分配、そして景気の調整という機能があるというふうに言われております。景気の循環不可避なものでございますけれども、過熱したときには増税、それから後退期には減税というような、そういったことで景気の調整をするということでございますが、そういう中で大前提がございます。それは税負担の公平性というところでございます。そういう中で我が町のところで疑問を持つところでございます。

第6款1項2目商工振興費、昨年度決算においては4億7,800万円ですが、その85%が企業立地奨励関係、4億4,000万円ほどを占めている状況でございます。その中に審議の中でありましたけれども15社に企業立地の奨励ということでの税金が免除されているというところでございます。企業が立地すればもちろん税金が入ってくるのではございますが、そしてまた国からの交付税の措置もあります。しかし、例えば企業が過去の免税分を上乗せしてことし納税ということはありません。免税はそのまま免税というんですか、減免というようなことになります。言ってみれば、不能欠損と比べるわけにはいかないんですけれども、納めなくてもいいという措置になっております。多くの町民が税負担で苦しんでいるときに、将来ただ普通の納税、将来の納税を理由に免除といったものは税金の公平性に欠けるんだということで反対の討論と

いたします。

以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

次に、本案に賛成者の発言を許します。10番伊藤 勝君。

10番 (伊藤 勝君)

私は賛成の立場から討論いたします。

大和町第四次総合計画を基本としたまちづくりを目指した決算で、平成25年度の大和町財政は一般会計ほか全ての会計において黒字決算、決算状況の主要指標を見ますと経常収支比率は84.5%、財政力指数は0.675で、財政健全化法に定めております各指数は黒字決算であることから赤字比率には該当せず、町税収入はたばこ税の収入額が伸び率が大きく、固定資産税は企業等の進出や設備投資の増により収入増になり、徴収率の向上もあり、全体で42億2,591万円で過去最高の収納額、町債は決算額4億450万円、対前年度比73.4%と減少した。歳出は、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、公債費はそれぞれ増額しておりますが、議会費と消防費は前年度と同じ構成比となり、それ以外の費目では減少している。黒字決算となっているので、賛成いたします。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

---

日程第4「認定第2号 平成25年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計  
歳入歳出決算の認定について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第4、認定第2号 平成25年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

---

日程第5 「認定第3号 平成25年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第5、認定第3号 平成25年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

---

日程第6 「認定第4号 平成25年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第6、認定第4号 平成25年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。



〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

---

---

日程第7「認定第5号 平成25年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（大須賀 啓君）

日程第7、認定第5号 平成25年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより認定第5号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

---

---

日程第8「認定第6号 平成25年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（大須賀 啓君）

日程第8、認定第6号 平成25年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

---

---

日程第9「認定第7号 平成25年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第9、認定第7号 平成25年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

---

---

日程第10「認定第8号 平成25年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第10、認定第8号 平成25年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第8号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

---

---

日程第11「認定第9号 平成25年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第11、認定第9号 平成25年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第9号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

---

---

日程第12「認定第10号 平成25年度大和町農業集落排水事業特別会計  
歳入歳出決算の認定について」

議長（大須賀 啓君）

日程第12、認定第10号 平成25年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算  
の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

これから認定第10号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

---

---

日程第13「認定第11号 平成25年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会  
計歳入歳出決算の認定について」

議長（大須賀 啓君）

日程第13、認定第11号 平成25年度大和町戸別処理合併浄化槽特別会計歳入歳出決  
算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第11号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

---

---

日程第14「認定第12号 平成25年度大和町水道事業会計歳入歳出決算  
の認定について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第14、認定第12号 平成25年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第12号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

---

---

日程第15「議案第60号 字の区域をあらたに画することについて」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第15、議案第60号 字の区域をあらたに画することについてを議題とします。

本案については提出者の説明が終了し、質疑を中断しておりましたので、これより質疑を再開します。

初めに、本案については9月16日に開催した全員協議会での修正の説明がなされておりますので、改めて説明を求めます。その後、引き続き槻田議員の回答から始めます。副町長遠藤幸則君。

副町長兼総務課長 （遠藤幸則君）

では議案第60号についてご説明を申し上げさせていただきます。

字の区域をあらたに画することについてでございます。

ページ数は70ページでございます。

先に議案説明資料により説明を申し上げますので、議案第60号から61号関係の資料をお開き願いたいと思います。1ページになります。

吉岡南第二土地区画整理事業に係ります字の区域の変更の協議内容の経過であります。今般、9月定例議会に9月4日に提案申し上げ、9月5日に説明をし、9月8日に審議をいただいているところでございますが、各議員の皆様からさまざまなご意見をいただいた中で、審議については中断をしていただいているところでございます。その後、各議員の皆様のご意見等を踏まえて9月10日に吉岡南第二土地区画整理組合と協議を行い、その後、吉岡地区の議員の皆様、それから第二土地区画整理組合の理事

長、あと吉岡地区の区長の皆様及び吉岡南第二町内会の皆様に経過報告と協議内容の結果について報告をし、了承をいただいているところでございます。その後、9月12日に総務常任委員会のほうにご説明を申し上げ、さらには同日議会運営委員会のほうにも説明を申し上げたところであります。9月16日は全員協議会を開催していただき、変更内容等についての説明を申し上げたところでございます。

変更内容についてのご説明を申し上げますので、2ページのほうをお開きいただきたいと思っております。

協議内容の状況でございますが、まず吉岡南三丁目と吉岡天皇寺東地区の字名につきましては組合の提案どおりの形で決定を申し上げたところでございます。洞掘川より南側の部分につきましては1案吉岡中央一丁目・二丁目、2案として吉岡四丁目・五丁目、3案としてまほろば南一丁目・二丁目、4案としまして吉岡まほろば一丁目・二丁目の字名での協議を行い、ご意見等をいただいた中で、協議の結果、吉岡まほろば一丁目、吉岡まほろば二丁目とする字名として再度ご提案申し上げるものであります。

新旧対照表が3ページ以降になります。吉岡天皇寺東、吉岡まほろば一丁目、吉岡まほろば二丁目、字天皇寺の囲い部分、さらには4ページは吉岡南二丁目、さらに吉岡南三丁目に区分される部分であります。

5ページにつきましては吉岡南第二土地区画整理事業の概要図になっております。

6ページが新たに画する字界名の位置図になりますので、まず吉岡南三丁目の部分、それから吉岡天皇寺東の部分、洞掘川より南側の部分については町道高田杉ヶ崎線を境に東側、役場庁舎があるほうを吉岡まほろば一丁目、西側を吉岡まほろば二丁目とするものであります。

議案書のほうに戻っていただきたいと思っております。

新たに画する字名に包含される区域の一覧表になっております。

71ページにつきましては吉岡天皇寺東に区にする吉岡字車堰から吉岡字柳ノ町の部分であります。

72ページは吉岡まほろば一丁目に区にする吉岡字西桜木から、73ページになりますが、吉岡字高田東までの部分。吉岡まほろば二丁目に区にされる部分につきましては吉岡字北六角から吉岡字東五福院までの区域になっている部分でございます。以上のような形で、前段で説明申し上げましたまほろば南から吉岡まほろばというふうな形に変わったところでございます。

この件につきましては、調整等の日程関係の部分等におきまして議事の進行に多大

なる迷惑をかけてしまったことについて深くおわびを申し上げたいというふうに思っております。今後議案等の提案関係につきましては慎重な形でのご提案を申し上げ、ご審議をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上が変更内容等の説明になります。

続きまして、槻田議員のご質問にお答えを申し上げたいと思っております。

槻田議員のほうからは、もっと住民の意見を取り上げ、もう少し検討してはどうかというご提案のご意見をいただきました。前段で申し上げた形でそれぞれ組合側との再協議を踏まえて各区長さん、議員の皆様に対して経過内容に説明申し上げた中身でご報告したというような形でご了解をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16「議案第61号 字の区域を変更することについて」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第16、議案第61号 字の区域を変更することについてを議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第17「議案第62号 大和町行政区設置条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第17、議案第62号 大和町行政区設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますが、9月16日に開催した全員協議会での修正の説明がなされておりますので、改めて説明を求めます。副町長遠藤幸則君。

副町長兼総務課長（遠藤幸則君）

議案書の77ページであります。

議案第62号 大和町行政区設置条例の一部を改正する条例になるものであります。

新旧対照表もございますので、こちらもごらんいただきたいと思っております。議案第62号関連、2ページのほうになります。

吉岡地区の部分であります。吉岡南三丁目の次に吉岡まほろば二丁目区を追加するものであります。

このことについては、先ほどの字界名の変更に伴って新たな行政区を設置するものでありまして、現在吉岡南第二町内会の制度が立ち上がっておりますので、このまま行政区への移行も当然かなうというふうに思っておりますので、新たな行政区の立ち上げをお願いするものであります。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18「同意第3号 教育委員会委員の任命について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第18、同意第3号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、同意第3号ということで別紙になっておりますが、別紙の議案書をごらんいただきたいと思っております。

同意第3号でございますが、教育委員会委員の任命につきまして、下記の者を教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めます。

記といたしまして、住所、大和町宮床字兎野一番119番地。氏名、鎌田和男氏でございます。

説明資料をごらんいただきたいと思っておりますが、この鎌田氏の経歴につきましては記載のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思っております。

推薦の理由でございますけれども、平成26年9月30日に任期満了を迎えるための再任につきまして今回議会の同意を求めます。

鎌田氏は昭和52年に千葉大学を卒業後、雄勝町立桑浜小学校を皮切りに教壇に立たれまして、仙台市立川平小学校の教頭を経まして仙台市立遠見塚小学校長、仙台市立将監中央小学校長を歴任されております。常に教育現場の第一線で活躍され、その豊富な教育経験は大和町の教育行政の振興に大きく貢献していただけるものと期待し、教育委員として任命をしようとするものでございます。



なお、これまで鎌田氏につきましては前の渡邊委員の残任期間ということございまして、今回残任期間が終了いたしましたので新たに選任をお願いするということでございますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上です。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから同意第3号を採決いたします。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は私を除いて17名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番千坂裕春君及び4番渡辺良雄君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は、反対とするものとします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

異状ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。事務局長。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番千坂裕春君及び4番渡辺良雄君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 17票

有効投票 17票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

賛 成 16票

反 対 1票です。

以上のおおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

---

---

#### 日程第19「委発第2号 手話言語法制定を求める意見書」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第19、委発第2号 手話言語法制定を求める意見書を議題といたします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。15番中川久男君。

15番 (中川久男君)

意見書の提出についてでございます。

委発第2号 手話言語法制定を求める意見書(案)を説明させていただきます。

意見書案はお手元に配付されているとおりでありますが、この件に関しては去る8月8日付で宮城県聴覚障害者協会より同意書の提出を求める陳情書が議長宛てに提出されているところであります。それに基づき意見書を提出するものであり、手話は、日本語を音声ではなく手、指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や言語体系を持つ言語であり、手話を使う聾者にとっては聞こえる人たちの音声言語と同様に日

常生活などにおける大切な情報獲得、コミュニケーションの手段として大切に守られております。しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があります。手話は音声言語と対等な言語であることを広く国民に周知することにより、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした（仮称）手話言語法の制定の必要があることから、社会文教常任委員会としても下記の意見書を提出するべきとの判断に至りました。よろしく願いいたします。

なお、意見書の文面につきましては記載のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

地方自治法第99条の規定により議長名で内閣総理大臣宛てに提出するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第20「議発第3号 議長不信任決議」

議長（大須賀 啓君）

日程第20、議発第3号 議長不信任決議を議題とします。

本件は私の一身上の案件でありますので、議長席を副議長と交代します。

ここで休憩いたします。

午後4時12分 休憩

午後4時14分 再開

副議長（堀籠日出子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本件については18番大須賀 啓君の一身上に関する事件ですので、地方自治法第117条の規定によって、18番大須賀 啓君の退場を求めます。

〔議長大須賀 啓君退場〕

朗読を省略して、提出者の趣旨説明を求めます。11番平渡高志君。

1 1 番（平渡高志君）

私は、提案者並びに賛成者を代表して、大須賀 啓大和町議会議長不信任案の趣旨説明を行います。

議長の責務とその役割については申し上げるまでもなく、議長の議事整理権や議会代表権について地方自治法第104条では、議長は議会の円滑な運営のため議場の秩序を維持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表するという重責を担う職であります。同時に議長は中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない責務があります。しかしながら、これまで大須賀議長は責務とその役割から大きく逸脱してきたと言わざるを得ません。

その理由の第一に、報酬引き上げ問題であります。この問題は、平成24年3月25日に執行された大和町議会議員一般選挙が終わった直後の平成24年6月25日にみずから議員報酬の見直しについて提唱し、全員協議会などでみずからが主導的役割を果たして進めてきた経緯があります。この間、議会運営委員会正副委員長からの報酬問題については議会活性化調査特別委員会で議論すべきであるという進言にも耳を傾けることなく、約1年にも及びみずからが進めてきたのであります。報酬引き上げについては多くの町民の批判を受け、行き詰まり状態になったことによってその責任を放棄し、平成25年6月14日にその後始末を議会活性化特別委員会に委ねたのであります。このことにより、以前から議会活性化調査特別委員会で議論すべきであると主張してきた副委員長が大須賀議長の責任放棄に対する抗議をあらわす意味から辞任する騒ぎになり、議会の混乱を招いたのであります。本来ならば議会運営委員会の正副委員長の主張するように議長が問題提起をするならば議会運営委員会に諮り、しかるべく委員会に調査研究を付託すべきものであります。それをしないままにみずからが主導的役割

を果たして議論を進めるという手法は、本来の議長の役割ではないのであります。

第二に、大須賀議長は委員会に対して過度に介入し過ぎることです。総務常任委員会を除いて、各委員会は議長を除く議員で構成されております。議長は自分の都合により委員会の日程を変更させたりしますが、委員会の開催権は委員長にありますので、そのようなことは厳に慎むべきこととあります。議長は委員会に出席して意見を述べることはできますが、委員会に出席しなければならない義務はありません。大須賀議長はみずから発言を要求することがたびたびありますが、委員長の発言制止にもかかわらず発言をして混乱を招くことはまことに遺憾であります。議長の発言は場合によっては議会の議論や政策判断まで左右する重大なことであるという認識に欠けており、中立公正な職務遂行ということを前提に、発言は慎重でなければなりません。議長は発言を求められたときや相談を受けたときに議員の意見に十分耳を傾け、調整を図るなどして議会の秩序を保つべきであります。みだりに発言して混乱を招いてきたことの責任は重大であります。大和町議会基本条例については平成24年4月に議会活性化調査特別委員会を設置し、平成25年12月の定例会で成立いたしました。この間、大須賀議長は基本条例制定には不要論を説いて介入し、いたずらに時間を費やす結果を招いたのであります。議員報酬引き上げについてはみずから動きますが、議会活性化には実に消極的であると言わざるを得ないのであります。

第三に、吉田財産区の土地を国に売却しようとする働きかけをした問題です。財産区の土地は町有財産であり、つまり町民の財産であります。その町有財産の取得または処分は、地方自治法第96条及び大和町の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、処分は予定価格1,500万円以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは売り払い、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものが議会の議決に付さなければならないとあります。さまざまな陳情を行うに当たって議長という肩書をもって働きかけをするということは大和町議会や町の総意で行っている行動とみなされ、大きな責任を持っていることを大須賀議長は理解していないのであります。さらに現在、指定廃棄物最終処分場の候補地として吉田の下原地区が指定されて、絶対反対という立場で町と議会を挙げて対応している時期に、吉田財産区の土地売却を国に働きかけていることは、その裏で取り引きをしているのではないかとの重大な疑惑を招く行為であります。大和町議会を代表する議長がなぜこのような行動に出たのか、全く理解に苦しむ次第であります。行政に関する執行権は町長にあり、議長にはありません。さらに議会に諮っていない案件を勝手に国に売却しよ

うとするのは重大な越権行為であります。

議長の仕事は議場の秩序を維持し、議場を整理し、議会を円滑に運営する責務があるにもかかわらず、大須賀議長はそうした努力は行わず、以上のようにむしろ議会や町政を混乱させてきたことはまことに不名誉なことでもあります。我々は、このような姿勢の議長のもとでは議会に対する町民の信頼を失墜させるとともに、議会改革に消極的な議長のもとでは議会改革の進展にも支障を来す恐れがあり、もはや大須賀議長は議会の代表を務めるにたえないと判断せざるを得ません。議会の権威と品位の保持と、議員の仕事に鑑み、大須賀議長の不信任案を提出するものであります。全会一致でのご賛同を切に望み、趣旨説明といたします。

終わります。

副議長（堀籠日出子君）

14番馬場久雄君。

14番（馬場久雄君）

議事運営の件で発言したいんですが、よろしいですか。

副議長（堀籠日出子君）

はい。

14番（馬場久雄君）

ただいま提出者からの不信任決議の説明をお聞きしました。今の説明でありますと提出者・賛同者含めましての一方的な説明というようなことでございます。私どもがこの不信任案の決議の可否を判断する上で、議長本人への事実の確認もしたいと思うんですが、その辺を、議長の説明を求めたいと思うんですが、いかがでしょうか。

副議長（堀籠日出子君）

ただいま14番馬場久雄君から、この不信任決議の可否を判断する上で議長の説明を求めるとのことですが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」「事務局、その判断は。内容説明」「議会運営」と呼ぶ者あり  
暫時休憩します。

午後4時24分 休憩

午後4時43分 再開

副議長（堀籠日出子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議会運営委員会を開催し、その結果を委員長松川利充君に報告願います。

議会運営委員会委員長（松川利充君）

それでは、議会運営委員会の協議の結果をご報告させていただきたいと思えます。

議会運営委員会については、本日午後1時から開催をいたしまして、本件について協議、日程あるいは表決方法についても協議をさせていただきました。それについてご報告をさせていただきたいと思えます。

今回提出された議発第3、4号については、日程や表決方法について協議した結果、趣旨説明後直ちに表決に入ることとし、決定をさせていただいたものでございます。この件につきましては事務局より全国的な傾向を調べた結果ほとんど例がないということでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。また、皆様ご存じのように町村議会の運営基準の141に、議会運営委員会の協議の結果については議員はこれを遵守するということがございますので、議員の皆様にはぜひご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

副議長（堀籠日出子君）

14番馬場久雄君。

14番（馬場久雄君）

今、議会運営委員長からご説明いただいたんですが、先ほど申し上げた議事進行の件で集まったんじゃないんですか。1時からの報告をいただきたいということじゃなくて、さっきの結果はどういうふうになったのか。

副議長（堀籠日出子君）

9番松川利充君。

議会運営委員会委員長 （松川利充君）

その件についても先ほど協議をいたしまして確認をさせていただきまして、報告のとおりでございます。そして、先ほど申し上げましたが、議会運営委員会の決定につきましては議員は遵守すると町村議会の運営基準141に明記されているということでございますので、議員の皆様にはご理解をお願いしたいと思います。

副議長 （堀籠日出子君）

14番馬場久雄君。

1 4 番 （馬場久雄君）

これまでに例がないという、まとめて言わないでほしいんです。不信任案の提出はこれまでに余り例がないととる場合もあるし、さっきの議事進行の発言に対して賛成とかいろいろな声があったんですよ。それを議会運営委員会の方々に判断してもらったんですが、普通の流れであれば動議でもないし議事進行の発言ですから、全議員であれして済む問題じゃなかったかなというふうに私は思うんですけれども。

副議長 （堀籠日出子君）

9番松川利充君。

議会運営委員会委員長 （松川利充君）

繰り返しになりますが、これについても議会運営委員会で協議をさせていただきました。趣旨説明後直ちに表決を行うと、こういうことでございますので、ご理解をお願いします。これは先ほど、何回も繰り返しになりますが、町村議会の運営基準に明記されておりまして、議会運営委員会、議会運営委員会のその設置の目的は、いわゆる多数の議員で構成された議会を円滑に、しかも効率的に進めるために議会運営委員会が設けられておりますので、その決定事項というのは非常に重いとこういうふうにご理解いただいて、議員の皆様にもこの深いご理解をお願いしたいと思います。

副議長 （堀籠日出子君）

2番浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）



1つお聞かせいただきたいと思います。議会運営に関する申し合わせ事項上、議会運営委員会の協議に関しては全会一致を原則とするというお話でうたってございます。もちろん動議の扱いもそうでありますけれども、議会運営もという話でいきますと。先ほどのすぐに投票に入るというのはこれ全会一致での原則に基づいての決断であるのかお聞かせください。

副議長（堀籠日出子君）

9番松川利充君。

議会運営委員会委員長（松川利充君）

全員の、全会一致でございます。

副議長（堀籠日出子君）

ほかに。5番松浦隆夫君。

5番（松浦隆夫君）

これいきなり議長の不信任案というふうなことです。ちょっとその議会運営委員なり各公の場で、議長に対して、いろいろこの4点挙げましたが、理由を、報酬引き上げ、あとは常任委員会に出席しての言動、そして条例制定に消極的だったと。あとは財産区の処分の問題と。これらについていきなりこの議会で賛成、反対、どうだとういうふうに問われても、判断のしようがないというのが私の現実であります。ですので、前もってというか、そのいろいろな機会に議長これまずいと、公の場でこういうことをしてきて、その結果不信任案とういうふうであれば各議員も、直ちに決議をとりますよというふうな話は少し乱暴なような気がしますが、いかがですか。

副議長（堀籠日出子君）

9番松川利充君。

議会運営委員会委員長（松川利充君）

その議論につきましては、議会運営委員会という会議の中でそのように決定をしたということございまして、議会運営委員会のそのいわゆる権限は尊重していただきたいと、このように思います。

副議長（堀籠日出子君）

7番槻田雅之君。

7番（槻田雅之君）

趣旨は理解しましたが、やはり一方的に意見を聞かないで議運で決めたから従いなさいというのは私はいかがなものかと思います。ただここに今、先ほど効率よく運営したいとかという話であれば、今皆さんの意見で反対意見聞くのいかがですかと聞いてもすぐ終わる話じゃないですか。何でもかんでも議運議運って、じゃあうちらみたいな平議員は要らないってということですか。意見を無視するってということと同じだと思うんですけど、その辺どうなのかお聞かせいただきたいと思います。

副議長（堀籠日出子君）

9番松川利充君。

議会運営委員会委員長（松川利充君）

いわゆる議会運営委員会の設置の趣旨というのは、先ほど説明を申し上げましたように、議会を円滑に運営するために設けられている委員会でございます。それは正式に運営について決定した機関でございますので、新たにその議会運営委員会の決定事項が無視されるようであるならば、全てのことが、案件が、全ての議員の表決によって決めていかなくちゃならない。いわゆる方法も、全て一から。ですから議会会議規則あるいは申し合わせ事項、あるいは先例集、いろいろないわゆる規則があつて議会は運営されているということなんです。それに基づいて我々は議会の運営していく。そのために円滑にやると、運営するということでございますので、ご理解をお願いしたい。そうでなかったら規則も全て、あらゆる規則も全て全員でもって決めていかなくてもならないということになるわけでございますので。そして確かにおっしゃることも理解はできるんですが、しかしこういう例が全国的にもほとんどないと、こういう事務局の報告もでございますので、ぜひご理解をいただいて、議会運営委員会でもそのように決定をさせていただいたと、こういうことでございます。

副議長（堀籠日出子君）

7番槻田雅之君。

7 番 (槻田雅之君)

イエス、ノーでお答えいただければいいんですけども、ということは、議会運営委員会で決まったことに関しましてはうちら議会運営委員会に関与していない人たちに関しては円滑にするためにそちらの意見を尊重してうちの個人的な意見は潰すと、いうことでよろしいですね。イエス、ノーでお答えください。

副議長 (堀籠日出子君)

9番松川利充君。

議会運営委員会委員長 (松川利充君)

それは、議会のその組織上、規則があって決まりがあって、その上で我々が運営していると、こういうことですので、ご理解をいただきたいと思います。

副議長 (堀籠日出子君)

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後4時53分 休憩

午後4時56分 再開

副議長 (堀籠日出子君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により、午後5時を過ぎても時間を延長して審査を継続したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、時間を延長することに決定しました。

暫時休憩します。

午後4時57分 休憩

午後5時23分 再開

副議長（堀籠日出子君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会の結果を、委員長松川利充君に報告を求めます。

議会運営委員会委員長（松川利充君）

報告をいたします。

再度協議をいたしましたが、結論は同じでございます。このまま表決を行いたいと、このように思います。よろしく申し上げます。

副議長（堀籠日出子君）

4番渡辺良雄君。

4番（渡辺良雄君）

およそ議会というものは議論を尽くして、その後採決を図るものだと思います。議運で直ちに採決という決定がなされましたけれども、それは意見が出ない場合の方法論ではないかというふうに私は思います。したがって、意見がたくさん出ている中で、議運の決定のとおり直ちに採決というのであれば、議論を尽くさないで表決ということになります。それは議運のおっしゃるその議会の効率的な運営、そういったものからは少し外れていると思います。もう一度議運での再検討をお願いするものであります。それから、ついでに申せば、採決となれば、国会での内閣不信任案ですとかそういったものでも日数を要しております。不信任案を出すぞということで、出される側もある程度準備してからそういったものが行われるのが通例ではないかと思えます。議論を尽くし、それから、不信任案を出された側の答弁もちゃんと準備をした後、本日直ちに討論、弁明をということではなくて、議長本人に準備の時間を与えて、その後議論を尽くしてということも、何もきょう採決を急ぐ必要は私はないというふうに感じます。そういったことで、再考をお願いするものであります。以上です。

副議長（堀籠日出子君）

9番松川利充君。

議会運営委員会委員長 （松川利充君）

この決定はですね、議会運営委員会全員の意見でございまして、議会運営委員会の役割としてそのような決定を下したということでございますので、ぜひ皆様には、先ほど申し上げました町村議会の運営基準に従って、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

副議長 （堀籠日出子君）

2番浅野俊彦君。

2番 （浅野俊彦君）

議運でのお話で進め方として採決に入れということでありましたけれども、ある意味審議する内容が確かに乏しい中での正直採決ということにもなり得る危険性もあります。1つ気になった部分が、議会運営委員会のメンバー6名いらっしゃる中のお話でありまして、全会一致というお話でありましたけれども、今回今、今現状該当者の議長がいない中での議論であって、議会運営委員会でいくと今回提出者・賛成者お二人いる中での、3人に1人が賛成の方の間の議運での決定というふうにも捉えかねられませんので、残りの4名の方で再度どのようにされるか協議をいただいて、あとはそれに肅々と従うというのも1つ手なのかなと思います。

副議長 （堀籠日出子君）

9番松川利充君。

議会運営委員会委員長 （松川利充君）

再三申し上げますけれども、これはご本人は除斥されるということでございます、当然議会運営委員会の協議の中でもご本人は……（「議会運営委員会に本人といいますか」の声あり）

副議長 （堀籠日出子君）

2番浅野俊彦君。

2番 （浅野俊彦君）

議会運営委員会6名の中にお二方、提出者と賛成の方がいらっしゃいますよね。

その方々を除いた中でどういうふうに運営をしましょうという決めた事項であれば、ある意味粛々とそれに従うという考え方もあるのかなと思いますが、平等なのか、不平等なのかといった観点でいくと、ちょっと不平等ではないのかなと思われませんが。

副議長（堀籠日出子君）

9番松川利充君。

議会運営委員会委員長（松川利充君）

実はですね、これは法律で定められておりまして、議会議員は提案権を持っているんです。その提案権に、それを阻害したり、あるいは、それはやはり法律上非常に問題がございますので、もし浅野議員のおっしゃることで皆さん了解するんですしたら提案者にも議会運営委員会に入っていていただいて、もう一度協議をするということも……（「いやいや違います」の声あり）そういう意味でないの。（「提出者を除いて議運をとということです」の声あり）誤解してました。よろしいですか。

副議長（堀籠日出子君）

9番松川利充君。

議会運営委員会委員長（松川利充君）

提出者を除いてということですね。（「はい」の声あり）じゃあそのようにもう1回議会運営委員会を提出者を除いて開いてみたいと思いますが、よろしいでしょうか。

副議長（堀籠日出子君）

では直ちに……、1番今野善行君。

1番（今野善行君）

いろいろ議論出ているわけでありまして、基本条例の中にありますように、結局その議員による討論の場が議会であるわけでありましてから、やっぱりもう少し議論を尽くして合意形成を図るのが議会の本来の姿だろうというふうに思うんです。議会運営委員会の権限なりそれは理解できます。でありますけれども、やっぱり議員全員の意向というのものもあるわけでありましてから、そういうものを踏まえた上でのやっぱり議会の運営だと思うんですね。スムーズに議会を進めていくのが運営委員会だと思うんで

す。そういう形でまず、今、浅野議員が言われたような部分も含めて、きちんと議論した上で進めていただきたいと思います。

副議長（堀籠日出子君）

9番松川利充君。

議会運営委員会委員長（松川利充君）

それでは、先ほど浅野議員からございましたように提出者を除いてもう一度議会運営委員会を開催したいと思います。よろしいでしょうか。

副議長（堀籠日出子君）

それでは、浅野俊彦議員より提案がありましたことについて、ご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

それでは決定させていただきます。

暫時休憩いたします。

午後5時31分 休憩

午後5時47分 再開

副議長（堀籠日出子君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会の結果を松川委員長に報告をお願いします。

議会運営委員会委員長（松川利充君）

報告をさせていただきます。

提出者を除いた議会運営委員会を開催して協議をさせていただきました。結果はこれまで報告させていただいたことと同じでございます。全国的にも市町村長も含めて、議会も含めて、ご本人の弁明をするということ把握しないということも理由の1つでございますが、議会運営委員会全会一致の結論でございますので、このままぜひ皆さんご審議をいただくようお願いしたいと思います。（「表決では」の声あり）表決、そうですね。ぜひよろしくご理解をお願いいたします。

副議長（堀籠日出子君）

それでは、議会運営委員会委員長の報告のとおり進めることに決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、馬場久雄議員の意見については取り扱いできませんので、ご了承願います。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。8番藤巻博史君。

8番（藤巻博史君）

いきなり賛成のほうの討論になりますけれども、私は、大須賀 啓大和町議会議長不信任案賛成の立場から討論いたします。

私の知る限り、議長はご自身の言動によってたびたび議会に混乱を引き起こしてまいりました。先ほど提案理由の中にもございました報酬引き上げ問題においてもご自身が提案されたものでございます。その議員報酬の引き上げがあたかも全国的に広まっている、そして宮城県内でも多くの町村で議論が始まっており大きなうねりになっているように話を持ち出し、引き上げは当然だというような論法でございました。さらに委員会の日程の変更については当たり前、それから議論に口を挟むこともございます。その上ご自分の意見を人に強要することも当たり前のようなこともございます。やはり議長というのは全体のまとめ役でございます。偉いと言ったら語弊があるのかもしれませんが、ご自分の出席すべき委員会はございます。しかしそのほかの委員会においてはやはり自制的な行動が求められるのではないのでしょうか。自制的、要するにご自分の立場をわきまえたという言い方でいいのかしら、そういうものが残念ながら、私は社会文教常任委員会でございますが、その中では残念ながら見られないところもございました。そのことによりまして大須賀 啓大和町議会議長の不信任決議に賛成するものでございます。

以上でございます。

副議長（堀籠日出子君）



ほかに討論はありませんか。1番今野善行君。

1 番 (今野善行君)

私は反対の立場から討論させていただきたいと思います。

いろいろ不信任決議案のご説明があったわけでありますが、1つは報酬問題とかいろいろあって、最終的に議会活性化委員会のほうに委ねたという話もあったわけですが、これについては議会の合意のもとに、全議員の合意のもとに議会活性化委員会に委ねられたんだろうというふうに私は理解しているということでありまして。それから、委員会における委員長の権限はもちろんあるわけですが、地方自治法を見ますと、議長はその各委員会に出席して意見を述べることができると規定してあるんですね。そういう意味では少なくとも私が所属している議会広報委員会と、それから産業建設委員会ではそういうような今説明あったような言動と申しますか、それは経験しておりませんし、本会議等における議会運営についても身に覚えのあるような混乱というのは経験していないと申しますか、確認をしていないというふうに私は思っております。それから基本条例のお話もあったわけですが、もしそれが問題で議長としてふさわしくないとすれば、このたびの改選時に、私の記憶では全会一致で議長が選任されたというふうに記憶しているんですが、それもちょっとおかしい話になってくるのではないかなというふうに思うんです。だから、理由としてはちょっといかがなものかというふうに思うわけでありまして。そういう意味で今ここで、本町の置かれる現状等も含めて、議長の不信任というのはそういう意味で反対をさせていただきます。

以上であります。

副議長 (堀籠日出子君)

ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで討論を終わります。

これから、議長大須賀 啓君の不信任決議を採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は私を除いて16名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に6番門間浩宇君及び7番槻田雅之君を指名します。（「5番では」の声あり）失礼いたしました。（「いいの」の声あり）いいんだよね、6番で。指名しました。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は反対とするものとします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

「なし」と呼ぶ者あり

異状なしと認めます。（「先ほど千坂議員と渡辺議員が投票箱を確認したので、今度は松浦議員と門間議員だと思いますけれども」の声あり）

その件について局長より説明させます。

議会事務局長 （浅野喜高君）

この立会人につきましては、特段誰を指名しても、決まっておきませんので、議長が指名する者となっておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。以上です。

副議長 （堀籠日出子君）

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

6番門間浩宇君及び7番槻田雅之君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

賛成 8票

反対 8票

以上のとおり、投票の結果、賛成・反対が同数です。

よって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本件に対して採決します。

日程第20 議長不信任決議については、議長は否決とします。

よって、議長不信任決議は否決されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

18番大須賀 啓君の入場を求めます。

入場するまで、暫時休憩といたします。

午後6時06分 休憩

午後6時08分 再開

議長 (大須賀 啓君)

それでは、引き続き議事進行させていただきます。

---

日程第21 「議発第4号 副議長不信任決議」

議長 (大須賀 啓君)

日程第21、議発第4号 副議長不信任決議を議題とします。

本件については17番堀籠日出子さんの一身上に関する事件ですので、地方自治法第117条の規定によって、17番堀籠日出子さんの退場求めます。

〔17番堀籠日出子君退場〕

提出者の説明を求めます。3番千坂裕春君。

### 3 番 (千坂裕春君)

私は、提案者並びに賛成者を代表して、堀籠日出子副議長不信任案の趣旨説明を行います。

副議長という職責は、地方自治法第106により、議長に事故があるとき、または議長が欠けたときは副議長が議長の職務を行うとあります。したがって、副議長は日ごろから議長の責務とその役割について認識を持って行動しなければならないものであります。申し上げるまでもなく、議長の議事整理権や議会代表権については地方自治法第104条において、議長は議会の円滑な運営のため議場の秩序を維持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表するという重責を担う職であります。同時に議長は中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない責務があることから、常にそのことを念頭に行動するべきであります。しかしながら、これまで堀籠副議長は、重要な職責を担っているにもかかわらず、その行動はそれから大きく逸脱してきたと言わざるを得ません。

その理由の1つに、大須賀議長が提案した議員報酬引き上げ問題や、大須賀議長の各委員会に過度に介入する手法についても、議会運営に関することを含めその他のさまざまな問題に関しても、副議長は議長に問題点を指摘して改めるよう進言することもなく、ただひたすら同調し、そればかりか議長を助長するような態度によって議会をより混乱させたばかりでなく、混乱を収束させる何らの方策も行動も起こさない、まさしく副議長としての立場をわきまえていないと言わざるを得ないのであります。議員はさまざまな考えがあるのが当然であり、それが民主主義なのであります。十分に議論を尽くし、いかにして合意形成するかが議会であります。堀籠副議長は、問題が起きて白熱した議論になっても、多くの議員の意見に耳を傾け合意形成を探っていくという姿勢に欠けて、ご自分の意見を述べるに終始し、ご自分に不利益などときには無言を通すというようなことは、議論の場である議会のあり方の基本的なことを考えれば副議長のとるべき態度ではありません。

次に、議長と副議長はその立場には大きな違いがあるということです。議会の代表権は議長にあり、副議長ではありません。議長と副議長は常に同一の考えと同一の行動をとることが議会として求められていることではないのであります。

以上のような副議長の立場は、危機管理上の観点からも、対外的な行動においても、慎重であるべきとの重要な認識が欠如していると言わざるを得ないのであります。

さらに副議長は、指定廃棄物の候補地指定の問題で町と議会が環境省に対して意見書を提出した際に、それを掲載した議会広報の写真にご自分の写真が載っていないと

いう理由で後援会の役員をもって議会広報常任委員会に抗議するということは、副議長として、また議員としてとるべき態度ではありません。議会広報の議員の写真はさまざまなのそのときの状況によってその瞬間を撮影するものですから、議員個人の写真が載らないのはたびたびあることであり、やむを得ないことであります。また、議会広報は議員個人のために発行しているのではなく、町民の税金を使って議会全体の活動を広く町民皆様に知っていただくためのものであります。ご自分の写真が載っていないからといって後援会の役員が抗議行動に走ることをないように、むしろご自分が長年の議会広報委員を経験して熟知している立場からもそのことを十分に後援会関係者に説明して理解を求め、自重していただくように説得すべきであります。このことは副議長自身が大いに自戒すべきであります。

次に、吉田財産区の土地売却の国に対しての働きかけの問題であります。財産区の土地は町有財産であり、町民の財産でありますので、議員個人が勝手に処分を試みるようなことをしてはならないものであります。町有財産の取得又は処分は地方自治法第96条及び大和町条例により、その処分は予定価格1,500万円以上の不動産もしくは動産の買い入れもしくは売り払い、または不動産の信託の受託権の買い入れもしくは売り払いとするとあり、議会の議決に付さなければならないと定めております。副議長という肩書をもって働きかけをするということは大和町議会や町の総意で行動していることになるのであり、大きな問題であると指摘しなければなりません。その責任は重大であります。さらに現在、指定廃棄物最終処分場の候補地として吉田の下原地区が指定されて、町と議会や町民が一丸となって絶対反対という立場で国に対応しているときに、こともあろうに吉田財産区の土地売却の働きかけをしていることは、その裏で取り引きをしているのではないかとの疑惑を招く、町民を欺く甚だしく遺憾な行為であります。執行権は町長にあり、議会に諮っていない案件を勝手に国に売却しようとしたことは重大な越権行為であります。「全ての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と憲法第15条でうたっています。議員という公職に身を置く者の心構えと厳粛に受けとめるべきであります。功名心に駆られて全体を見る目を失ったとしか言いようがないものであります。

以上のように、議会を混乱させたことはまことに不名誉なことであり、大きな問題であると指摘しなければなりません。我々は、こうした副議長のもとでは大和町議会議員としての使命を果たすことはできません。これまでともに歩んできた副議長に対して不信任案を提出することはまことに忍びないものでありますが、やむを得ず提出するものであります。長い歴史と伝統によって築かれた大和町議会、我々は名誉ある

議会議員として地方自治法の法理に基づき判断すべきであり、全会一致でのご賛同を切に望み、趣旨説明といたします。

議長（大須賀 啓君）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。6番門間浩宇君。

6番（門間浩宇君）

じゃあ私は、賛成の立場から討論をさせていただきます。

私は、堀籠日出子副議長不信任決議案に賛成する立場から討論を行います。

副議長は、議会広報委員として12年間にわたり広報の編集に携わり、掲載写真の使い方などを十分熟知しながら、ご自分が写真に写っていないことに対して後援会の役員を使って、写真が入っていなければ副議長も出席していたと名前を記載せよとまで抗議させたことは、私も議会広報委員の1人として、副議長のとったこのような言動は広報委員会全員に大きな失望をさせるものであります。私ども議員にとって議会に出席することは重要な任務であります。しかしながら、副議長は常任委員会の行政視察を欠席してJAあさひな農業協同組合の総代会に出席するなど、議員として議事を優先すべきことを全く認識していないのであります。副議長という立場からも議会出席を優先すべきは当然のことです。また副議長は、議会開催日程が決定していたにもかかわらず、私聞いていなかったという理由で私用をつくり日程を変更させるなど、その行動は余りにも身勝手なやりたい放題としか言いようがなく、強い憤りを感じるものであります。こればかりではなく、吉田財産区の土地を勝手に売却しようとしたりするなど、その行動は副議長という崇高な地位を踏みにじり、議会の信頼を失墜させる行動であると言わざるを得ないのであります。よって、堀籠日出子副議長不信任案に賛成するものであります。

終わります。

議長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで討論を終わります。

これから副議長堀籠日出子さんの不信任決議を採決いたします。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は、私を除いて16名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に8番藤巻博史君及び9番松川利充君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は、反対とするものとします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

「なし」と呼ぶ者あり

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

8番藤巻博史君及び9番松川利充君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

賛成 8票

反対 8票

以上のとおり、投票の結果、賛成・反対が同数です。

よって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本件に対して採決します。

日程第21 副議長不信任決議については、議長は否決とします。

したがって、副議長不信任決議は否決されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

17番堀籠日出子さんの入場を求めます。

暫時休憩します。

午後6時34分 休憩

午後6時35分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

日程第22 「指定廃棄物最終処分場候補地下原地区の受け入れに当たっての  
要望書」

議長（大須賀 啓君）

日程第22、指定廃棄物最終処分場候補地下原地区の受け入れに当たっての要望書を議題とします。

この件につきましては、去る9月9日、決算特別委員会終了後に開催した全員協議会で既に要望書の内容については説明されているところではありますが、全員協議会時に議員から要望内容に対する修正意見等があり、町長より訂正する旨の回答をいただいておりますので、訂正箇所について説明を求めます。町民生活課長長谷 勝君。



町民生活課長（長谷 勝君）

それでは、要望書の訂正点についてご説明いたします。

要望書（案）の2ページをお開きください。

2ページの3行目、後ろのほうからになります。「本来環境事業公社最終処分場」とありますが、これにつきましては「小鶴沢処理場」となっていたものをこのように訂正してございます。

それからもう1点ですが、3ページの一番下段になります。「なお、指定廃棄物最終処分場建設につきましては、あくまでも断固反対であることを申し添えます。」という、ここの部分を追加しております。

以上2点でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（大須賀 啓君）

ただいま要望書の説明がありましたが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって原案の要望書どおり、宮城県知事宛てに町長、議長名で提出することに決定しました。

---

### 日程第23「所管事務調査の申し出について」

議 長（大須賀 啓君）

日程第23、所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の調査の申し出があります。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第8回大和町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後6時38分 閉 会